

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 取扱要領（土木工事）
（8 建政技第 90 号 令和 8 年（2026 年）6 月 25 日）

（主旨）

第 1 中東情勢の変化により、ナフサ由来の建設資材については、供給の不安定化や流通の停滞が生じている。

このため、代替資材の調達や流通経路の見直し等により、工事施工段階において追加費用が必要となる場合の設計変更の取扱いについて、以下のとおり定めるものとする。

（対象資材）

第 2 設計変更の対象とする建設資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサ由来の建設資材とする。なお、「ナフサ由来」とは、具体的に以下のいずれかに該当する資材（以下「調達検討資材」という。）をいう。

- 1) 一般財団法人建設物価調査会や一般財団法人経済調査会等の調査機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材（参考 URL：※1）
- 2) 受注者から提出される協議資料（メーカー資料「聞き取りでも可」、カタログ等）により、ナフサ由来であることが確認できる資材

（手続き）

第 3 調達検討資材の経費計上（設計変更）が必要な場合の手続きは下記のとおりとする。

- 1) 適用日以降に起工する工事については、発注時に「施工条件明示書」に設計変更対象工事である旨を記載する。
- 2) 受注者は、代替資材の調達または流通状況の変化により追加の調達経費が必要となる場合、「調達検討資材」として様式 1 により発注者と協議するものとする。
- 3) 受発注者間の協議により設計変更が必要と判断された場合、受注者は様式 2 および仕様・調達経費の根拠資料を提出し、速やかに設計変更に係る協議を行うものとする。
- 4) 追加の調達経費が必要となる場合とは、以下、①から③を想定している。
 - ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③調達検討資材を調達した場合（別途調達経費を含む）
- 5) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。
- 6) 協議は、情報共有システムまた、書面により行うものとする。
- 7) 追加の調達経費は、直接工事費に計上し諸経費の対象とする。

(適用)

第4 本運用は、令和8年7月1日起工する工事から適用する。

ただし、既契約工事であっても受発注者間協議により適用できるものとする。

以下、参考

※1 参考 URL

建設物価調査会

“https://www.kensetu-bukka.or.jp/chousa_report/18053/”

「中東情勢の影響がみられた主な建設資材」

経済調査会

“<https://www.zai-keicho.or.jp/news/extraordinary/>”

「積算資料 2026 年〇〇号 石油系資材ウォッチ／速報レポート」